

**U-CANの知的財産管理技能検定3級
これだけ！ 一問一答集
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

【変更をお知らせしている箇所】

2015（平成27）年11月15日の第22回及び2016（平成28）年3月13日の第23回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号〔平成27年4月1日施行〕）及び営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改訂）の改訂に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年9月26日）」をお持ちの方

特許無効審判のほかに、改正により特許異議の申立て制度が創設されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 121	A 421	特許無効審判は、 <u>だれでも請求</u> することができる とされており、警告書の送付を受けた者も請求 することができる。	特許無効審判は、 <u>利害関係人であれば請求</u> することができる とされており、警告書の送付を受けた者は利害関係人に当たるので、自ら特許無効審判を請求 することができる。
P 120	Q 423		<u>削除</u>
P 121	A 423		<u>削除</u>

企業ニーズの顕在化及び保護による実益を考慮して、「商標」の定義等が改正されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 169	A 576	文字等と <u>色彩</u> との結合は商標登録の対象となる。 <u>また平成26年5月の法改正（未施行）により、色彩のみや音からなる商標も保護対象となる。</u>	文字等と <u>色彩</u> との結合は商標登録の対象となる。 <u>なお、平成26年の法改正により、色彩のみや音からなる商標も保護対象となった。</u>
P 174	Q 608	商品の形状であって、その商品の機能を確保するために <u>不可欠な立体的形状のみ</u> からなる商標については、商標登録を受けられる。(13回〈学〉問2改)	商品の形状であって、その商品の機能を確保するために <u>当然に備える立体的形状のみ</u> からなる商標については、商標登録を受けられる。(13回〈学〉問2改)
P 204	まとめてチェック Point29	商標の定義…… <u>文字・図形・記号・立体的形状</u> もしくはこれらの <u>結合</u> またはこれ	商標の定義…… <u>文字・図形・記号・立体的形状・色彩</u> またはこれらの <u>結合、音その</u>

商標法の目的 と商標の定義	らと <u>色彩との結合</u> であって、 <u>商品・役務</u> に使用するもの ・文字商標 ・結合商標 ・図形商標 ・記号商標 ・立体商標	<u>他政令で定めるもの</u> であって、 <u>商品・役務</u> に使用するもの ・文字商標 ・ <u>動き商標</u> ・図形商標 ・ <u>ホログラム商標</u> ・記号商標 ・ <u>色彩のみからなる商標</u> ・立体商標 ・ <u>音商標</u> ・結合商標 ・ <u>位置商標</u>
------------------	--	---

弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等を図るための改正がありました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 236	Q 833	弁理士法は、弁理士の制度を定め、その業務の <u>適正を図ることによって、工業所有権の適正な保護および利用の促進等に寄与し、経済および産業の発展に資することを目的としている。</u>	弁理士は、知的財産権の <u>適正な保護や利用の促進など、知的財産にかかわる制度の適正な運用に寄与することにより、経済および産業の発展に資することを使命としている。</u>
P 237	A 833	弁理士法の第1条（目的）にこのように規定されている。なお、「工業所有権」は <u>産業財産権と同義であるが、弁理士は著作物についての権利に関する業務も行うことに注意する。</u>	弁理士法第 1 条（弁理士の使命）では、 <u>知的財産</u> に関する専門家として弁理士にこのような使命があることを規定している。